2　協会員等は、以下に掲げる場合（営業所の移転、合併、会社分割又は事業譲受等その他特段の理由がある場合を除く。）において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、原則として、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

⑴　商業地域又は近隣商業地域において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により有人店舗又は無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

⑵　郊外において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

（協会員による説明）

第９条　協会員等は、有人店舗又は無人店舗の設置状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規定に則ったものであることを説明することができるように、有人店舗又は無人店舗の設置時の写真を撮影してこれを保存するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

第２節　貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則

（目的）

第10条　本節の定めは、協会員が法第12条の２の規定に従い、貸金業の業務の適切な運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（社内態勢整備）

第11条　協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

⑴　経営管理等

⑵　法令等遵守態勢

⑵の２　反社会的勢力による被害の防止

⑶　個人顧客情報の安全管理措置等

⑷　外部委託

⑸　取引時確認、疑わしい取引の届出

⑹　相談及び助言の対応態勢

⑺　苦情及び紛争等の対応態勢

⑻　貸金業務取扱主任者

⑼　禁止行為

⑼の２　利息・保証料等に関する制限等

⑽　契約に関する説明

⑾　過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）

⑿　広告の取扱い

⒀　書面の交付義務

⒁　取立て行為

⒂　取引履歴の開示

⒃　債権譲渡等

⒄　営業店登録

⒅　過払金支払

2　非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）第５条の３の２第２項に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

第２節の２　貸金業務取扱主任者にかかる規則

（目的）

第11条の２　本節は、協会員が、法第12条の３に定める貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の役割及び権限等を明確にすることにより、法令等を踏まえた営業態勢の確立及び適正な業務処理の確保を図り、もって資金需要者等の利益に資することを目的とする。

（主任者の役割と権限）

第11条の３　協会員は、自ら法令等を遵守するとともに、役職員に対し、法令等を遵守させ、貸金業の業務を適正に行わせるため、主任者が、適切に指導、助言を行うことができるよう必要な配慮を行わなければならない。

2　協会員は、役職員が前項の指導又は助言を受けた場合、法令等違反その他の特段の事情がない限り、役職員をして、主任者が行う助言を尊重させるとともに指導に従わせなければならない。

（主任者の設置）

第11条の４　協会員は、営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）ごとに、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する主任者の数の割合が50分の１以上となる数の主任者を設置しなければならない。

2　前項における「貸金業の業務に従事する者の数」とは、法第12条の４第２項に規定する従業者名簿に記載されるべき従業員数の数と一致するものとし、人事、経理及び総務などの内部事務に関する業務並びにシステム管理などの業務は、原則として、「貸金業の業務」に該当しないものとする。

3　協会員は、法第12条の３等に基づき、各営業所等における主任者の数が第１項に定める数を下回らないように社内態勢を整備しなければならない。

第３節　法第12条の６に係る禁止行為に関する規則

（目的）

第12条　本節は、協会員がその業容規模に応じて必要な社内態勢整備に努めることにより、法第12条の６の貸金業の業務に関する禁止行為の規定に違反することなく、資金需要者等が適切な判断をすることができる適正な説明を行うことによって、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（重要な事項）

第13条　協会員は、貸付けの契約の内容のうち、「重要な事項」（資金需要者等の利害に関する事項であって、当該貸付けの契約の締結及び変更にあたり、その意思決定に影響を及ぼす事項をいう。）については、資金需要者等の利益に配慮した取扱いを行うものとし、特に、以下に掲げる事由については、その取扱いに留意するものとする。

⑴　貸付けの利率の引上げ

⑵　返済の方式の変更

⑶　賠償額の予定額の引上げ

⑷　債務者が負担すべき手数料等（貸付けの契約に基づいて負担する債務の元本額及び利息を除く。）の引上げ

⑸　銀行振込みによる支払方法その他の返済の方法の変更及び返済を受けるべき営業所その他の返済を受けるべき場所の変更

⑹　繰上げ弁済の可否及びその条件の変更

⑺　期限の利益の喪失の定めがあるときはその旨及びその内容の変更

（故意又は重大な過失による行為）

第14条　協会員は、以下に掲げる行為を行った場合には、法第12条の６に定める禁止行為に該当するおそれが大きいことに留意しなければならない。

⑴　資金需要者等から契約の内容について問い合わせがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与える行為

⑵　資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げない行為その他資金需要者等の適正な判断を妨げる行為

2　協会員は、法第12条の６第１号から第３号までに定める「告げる」又は「告げない」とは、必ずしも口頭で明示的に行うことに限らず、書面又は電磁的方法によるものその他を含むことに留意しなければならないものとし、例えば、以下に掲げる方法が考えられる。

⑴　ポスター等の営業所内への掲示

⑵　自動契約受付機、現金自動設備等の画面における表示

⑶　協会員のホームページを利用したインターネット上における表示

⑷　新聞、雑誌、テレビその他各種広告媒体における表示

⑸　資金需要者等の住所に対して通知を送付することによる告知

（不正又は不当な行為）

第15条　協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第12条の６第４号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意しなければならない。

⑴　契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。

イ　白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。

ロ　白地手形及び白地小切手を徴求すること。